

「就職差別撤廃月間（6月）」を 迎えるに当たってのメッセージ

「就職」は一人の人間にとって、生活の安定や社会参加を通じての生きがい等、人間的尊厳の基盤であり、極めて重大な意義をもっています。

大阪府と大阪労働局・ハローワークでは、府内事業所において求職者の適性・能力に基づいた公正な採用選考が実施されるよう、従業員数25人以上の事業所に、「公正採用選考人権啓発推進員」を選任いただくなど、企業・関係団体とも連携を図り、公正な採用選考システムの確立に向けて取り組みを進めています。

しかしながら、一部企業では選考時に求職者の適性・能力に関係のない事項について質問や確認を行うなど、「公正な採用選考」に反する事象が今なお見られる状況です。また、近年は就職活動中の学生にハラスメントを行う「就活ハラスメント」など、新たな人権課題も顕在化してきています。

こうした中、大阪府では新規学卒者の求人受付が始まる6月を「就職差別撤廃月間」と定め、「しない させない 就職差別」をテーマに、関係機関と共に公正な採用選考の実現に向けた集中的な啓発に取り組んでいます。

この機会に、公正な採用選考について理解を深めていただき、あらゆる求職者の就職機会均等が保障される社会をめざしましょう。

企業の皆さん！

年間を通じて公正な採用選考が確実に実施されるようお願いいたします。

求職者の皆さん！

月間中、大阪府では就職差別に関する相談窓口「就職差別110番」を開設するとともに、大阪労働局・ハローワークにおいても相談を実施しております。

ひとりで悩まないで、まずは、ご相談ください。

※ ハローワーク・新卒応援ハローワークでは、大学等卒業予定者を対象とした、厚生労働省所管の公正な採用選考に係るアンケート調査についてご案内しております。皆さん、アンケートへの積極的な回答にご協力をお願いいたします。

令和8年5月27日

大阪府知事 吉村 洋文

大阪労働局長 高橋 秀誠